

原子力予算10年で4.5兆円

4割が地元対策に

原発推進を後押し

経済産業省や文部科学省など政府の原子力関係予算が、二〇〇二年度から一一年度までの過去十年間で四兆五千億円に上り、このうち四割の一兆八千億円が「立地対策費」として、原発がある自治体の地域振興などに充てられていたことが分かった。国策である原発建設を促すための「アメ」として、巨額の税金が使われてきたことになる。

関連②面

原子力予算に詳しい専門家によると、日本の立地対策費は世界でもまれな制度という。財源は、主に各電力会社が販売電力量に応じて支払う電源開発促進税。同税は電気料金に上乗せされ、最終的に消費者が負担している。

予算上は国のエネルギー対策特別会計から支出されているが、特別会計は一般会計に比べ、資金の出入りが複雑なため透明性に欠け、むだの温床といわれる。「脱原発」の世論が強まる中、見直し論議が進みそうだ。

予算上は国のエネルギー対策特別会計から支出されているが、特別会計は一般会計に比べ、資金の出入りが複雑なため透明性に欠け、むだの温床といわれる。「脱原発」の世論が強まる中、見直し論議が進みそうだ。

交付金は従来、学校や体育館など公共施設の建設に使途が限られていたが、国は〇三年度に医療、福祉などソフト事業にも使えるよう法改正した。

本紙の調べでは、経産省などは〇四年度以降も法改正を必要とし、ない規則の改正で交付範囲を拡大。〇六年度からは運転開始三十年超の古い原発が立地する福井、福島両県などを対象に、新たな交付金の支給も始めた。

交付範囲の拡大は自治体側の要望に沿ったものだが、原発の新増

設が伸び悩む中、交付金を手厚くすることで経産省の予算を維持でき、省益の温存にもつながっている。

立地や運転円滑に資源エネルギー庁の地域整備室の話。原発の交付金は、地元の理解を得て立地や運転を円滑化するために設けた制度。自治体の創意工夫に基づいて交付しており、自治体の要望に応える形で制度の見直しを行ってきた。

今後のあり方については、エネルギー政策全体を見直す話もある中で、その中で決まってくる。

利権の構図もある五十嵐敬喜法政大教授(公共事業論)の話。原発の交付金は、特別会計から支出されて

「電源利用対策」の二つに分かれ、電源立地対策の大半は経産省の予算。電源開発促進勘定の歳出入は①電力会社から税金を徴収する(電源開発促進税法)②これを歳入とする特別会計を設ける(特別会計に関する法律)③発電所の立地自治体などに交付金を支出する(発電用施設周辺地域整備法)の電源三法で規定されている。

いるため国会のチェックもほとんど受けず、隠れみののように続いてきた。官僚の天下り団体を通じて金が流れるなど利権の構図もある。福祉などソフト事業にも使えるようになったが「ハコもの」批判を受けた目くらましにすぎない。自治体にとっては麻薬みたいなもので福島事故を受けて今後、あり方が大きな議論になるだろう。

